

## 「保護預り約款」新旧対照表

平成 20 年 12 月 15 日

(下線部分改正)

改 正	現 行
<p><b>(お客様への連絡事項)</b></p> <p>第 11 条 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 名義書換又は提供を要する場合(第 10 条第 2 号による通知が行われることとなる場合を除く。)には、その期日</li> <li>2. 混蔵保管中の債券について第 6 条の規定に基づき決定された償還額</li> <li>3. 最終償還期限</li> <li>4. 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告</li> </ol> <p>2 残高照合のためのご報告は、1 年に 1 回(信用取引、金商法第 28 条第 8 項第 6 号に規定する有価証券関連デリバティブ取引(以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。)又は金商法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引並びに<u>金融商品取引法施行令第 1 条の 8 の 4 第 1 項第 2 号</u>に該当するもの及び同令第 16 条の 4 第 1 項各号に掲げるものを除く。)の未決済建玉がある場合には 2 回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に 1 回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社のコンプライアンス部お客様相談室に直接ご連絡ください。</p> <p>3～4 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><b>(お客様への連絡事項)</b></p> <p>第 11 条 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ～4. (同 左)</li> </ol> <p>2 残高照合のためのご報告は、1 年に 1 回(信用取引、金商法第 28 条第 8 項第 6 号に規定する有価証券関連デリバティブ取引(以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。)又は金商法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引並びに<u>金融商品取引法施行令第 1 条の 8 の 3 第 1 項第 2 号</u>に該当するもの及び同令第 16 条の 4 第 1 項各号に掲げるものを除く。)の未決済建玉がある場合には 2 回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に 1 回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社のコンプライアンス部お客様相談室に直接ご連絡ください。</p> <p>3～4 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>